

令和4年第1回定例会 建設環境委員会 所管事務調査経過報告書

1 「入曽駅周辺整備事業の進捗状況について」

今期定例会において、建設環境委員会では入曽駅周辺整備事業の進捗状況について、関係部課長の出席を求め、所管事務調査を実施いたしました。

入曽駅周辺整備事業の総括を踏まえ令和3年度の進捗状況と今後の予定について執行部より説明と報告を受けました。

以下に、その概要を示します。

説明の概要

1 駅前広場道路整備について

①入曽駅東口土地区画整理事業について

土地区画整理事業の工事の状況は、令和3年度については、区画道路1号線の道路の築造や污水管の布設、雨水浸透貯留槽2基の設置工事などを発注し工事を実施している。

建物移転の状況では、地区内の一般地権者の店舗兼住宅について建物の解体工事が全て完了し現在は更地となっている。また、お茶加工工場については、堀兼に新たな施設の工事が完了し、令和4年3月1日から営業を開始しており、今までの建物は、最近解体工事に着手し、今年度中に解体を完了す予定。

物件補償契約については、一般地権者の店舗との契約を取り交わし、次年度の移転予定で調整を進めている。

令和4年度の工事予定として、市道B第299号線の拡幅工事、また、東西口の駅前広場について埋設管や雨水浸透貯留槽など着手できる整備を進める。物件補償は、令和4年度に信用金庫と契約を締結し移転する計画で新店舗の設計業務について進めていただいている。

②西口側の道路事業

西口の駅前広場となる第11自転車駐車場の取扱いについて、代替自転車駐車場の具体的な用地は、周辺の公共施設用地の状況や近隣の土地所有者の意向確認を行っているところであり、その内容を基に関係所管と協議の上、方向性を決定したい。

西口駅前広場に通じるアクセス道路は、道路の拡幅について地権者と交渉を続けているが、現段階では事業に対する賛同は得られていない状況。しかし、事業が目に見えて進捗することにより気持ちも変わってくると考え、今後も交渉を続ける。

③関連事業

駅東側の市道B第296号線道路整備事業は、入曽駅入口交差点から信用金庫まで約90メートルについて、幅員6.5メートルの道路を12.5メートルに拡幅し歩道を設置する事業を実施している。現在まで土地所有者5件のうち4件と契約を締結しており、残る権利者については、計画の賛同は得ているものの土地所有者に相続が発生しており、その状況を見て交渉を進めている。

駅西側の県道川越入間線から駅西口に通じる市道B第313号線道路整備事業は、令和4年度に路線の調査業務を実施する予定であり、その成果により具体的な地権者との交渉や警察などの関係機関と協議を進め、拡幅整備に向けて取り組む。

2 複合商業施設の誘致

①令和3年12月28日付で合意書の取り交わしが完了した。

事業者は施設の基本設計を進め、今後は開発行為に伴う協議や県警との交通協議、大規模店舗立地法に伴う調整を進めていく。

施設開店の時期については、開店時に多くの来店者が見込まれるため、周辺道路整備の状況も踏まえ、現在進出企業者と協議を進めており、総合的に判断し検討する。事業者と細かい調整を図った後、具体的な方向性が固まり次第、議会へ説明する。

②入間小学校跡地にあるケヤキについての取扱い

現在は樹木医によりケヤキの後継木の育成を行っている。

令和3年6月下旬にケヤキの枝を採取し、それを育成する方法を試みたが、大木で木の力が弱っているケヤキからは幼若性の高い枝を採取できず、枝からの後継木の作成は難しかったため、ケヤキの種を採取して種から苗木の育成を進めている。昨年の9月と11月に種を採取し、1,000粒ほどを鉢にまき温室と野外に分けて育成したところ、令和4年2月上旬の時点で温室の鉢から180本ほどが発芽した。今後は、間引きにより最終的には20本から30本ぐらいにし、周辺の公共施設や希望者に配布するなど検討していく。

小学校跡地に進出する企業からは、ケヤキの加工品などにより形を変えても身近な存在であり続けるような提案やイベントの実施などについて検討している。

3 橋上駅舎及び東西自由通路

①基本設計、その3

修正設計は、令和3年12月2日に開催した前回の協議会の中でも駅舎や自由通路の平面図や立面図について提示したが、令和4年1月31日に業務を完了した。

実施設計の進捗状況は、12月の議会で債務負担行為が議決され、鉄道事業者と令和4年2月2日に実施設計の協定を取り交わし、業務を進めている。

業務期間は令和5年3月31日までとなり、実施設計に要する費用として概算総額が9,431万2,224円となっている。業務の内容は、工事を実際に行うための詳細な図面の作成や構造計算、建築審査会審査用の図面の作成、数量算出など、具体的な進捗状況については改めて説明する。

今後の予定として、令和4年度において実施設計を行い、その成果により橋上駅舎及び東西自由通路についての整備費が確定し、その内容を基に債務負担行為や施工協定の締結などについて議会での承認を経て、実際の工事へと進んでいく予定である。

主な質疑

○入曽駅周辺整備事業の現時点の状況に至るまでの経過説明をされたい。

●入曽駅周辺整備事業として平成30年4月3日に決裁され、基本計画が確定した状況で事業を開始。令和元年度から区画整理事業に着手し、地権者の同意を得ながら進めている状況。

○駅舎をずらして小学校の跡地を活用し、現在の整備計画に至るが、その前段階で、もっと面的な整備を行えばいいなど多様な意見があったと思うが、なぜこの形で落ち着いたのかを説明されたい。

●入曽駅周辺については、40年来の区画整理の計画があり、範囲を当初東側で6.9ヘクタールの広い範囲

を進めることを計画。しかし、地権者の合意が得られず、さらに縮小して4ヘクタールとし、その計画においても、進展しない状況が相当長い間続いた。平成25年度計画を断念し、その状況を踏まえ、駅前周辺の空洞化と堅固な建物が建ってしまうという状況の下、基本計画を策定し、現在に至っている。橋上駅舎や東西自由通路、駅周辺の駅前広場、複合商業施設の誘致、それらを総合的に整備することにより、入曽全体の活性化を図る目的のために可能な限りの範囲で事業を進めている。

○入曽停車場線を広げてもっと交通の便をよくしたいという声がある。県との協議も必要になってくる中で、拡幅に向けて県はどのように判断しているのか。

●現状は店舗等が隣接しており、拡幅するには困難な状況であり、当然、県も理解している。実際に拡幅することによってかかる建物の関係等、非常に難しいという判断もあり、今回の計画を立てている。実際に区画道路を新たに造ることによって、その代替となる形をとることにより、この整備が最も効率的であり、県も今回の計画に対し期待をしている。

○周辺道路について。入曽駅東口を背にして真っすぐ行って信用金庫がある。そこから先の交差点までの道路を拡幅する予定であるが、信用金庫から駅側に向かって拡幅を計画していない理由は。

●今回の計画に合わせて設計は同時に行っているが、地権者の問題があり、賛同を得られない。実際に今回の新しく造る区画道路へのアクセスを重要視した形で信用金庫までの区間を拡幅する。

○開店当初の大型店舗やテナントへの来客の交通整理は考えているか。

●警察との協議に伴う交通量調査は進出企業が独自に開始しており、それを踏まえた形で設計や計画を立てている。大規模小売店舗立地法に基づいた形で、それに見合う駐車場、駐輪場の設置の確約を受けしており、オープンに向けた渋滞対策として周辺道路の整備を含め、今後も協議を重ねていく。

○西口駅前広場につながるアクセス道路の関係で難しさがあつたが、具体的には。

●地権者の考え方もあり、交渉を重ねているが今の段階ではいい回答は得られていない。引き続き粘り強く交渉を重ねていく考え。

○実施設計について、令和4年度中に行われる内容は。

●それぞれ部材の決定、構造計算等、実際の単価を算出する上で必要な設計を実施する。

○協定書の5条に基づき履行状況の報告を適宜受けるわけだが、そのときに意見を述べられるのか。

●実施設計に入った段階でも、確認申請もやっていかなければならない。それぞれの図面の作成の段階で、互いの情報の共有等を引き続き綿密に行う。

○当委員会への報告はされるのか。

●ある程度の段階で報告は可能と思われるので、適宜行いたい。

○入曽駅周辺整備事業は、まず、商業施設の誘致、東西のロータリーの整備、橋上駅舎、自由通路、この

5つが柱になっているが、概算額は。

●入曽駅周辺整備事業の関係は、実際にロータリー等市で行う工事の関係で20億円、橋上駅舎の関係で37億円、合わせて57億円かかる予定になっている。

○30年間の定期借地権での見込み、新しい施設ができることによる固定資産税・都市計画税、また、都市機能の向上を図るための社会資本の整備の交付金のそれぞれの額は。

●あくまでも現段階の試算ではあるが固定資産税・都市計画税と賃料合わせて年間約1億円、30年で30億円は見込める。交付金との関係は、都市再生整備計画でおよそ6億円程度入る。

○入曽駅前整備は雨水処理能も整備され、溢水被害が軽減される。災害予防の観点もあるが、この入曽駅前整備の目的を再度、説明されたい。

●本市において40年来この事業は行ってきて、一旦断念した形をとっており、そのような中で駅の状況を見ても、人と車が交錯して非常に危険な状況が続いている。なお、まちがどんどん空洞化して衰退している状況。それらを踏まえ、今回の計画によってまちの活性化と人を呼び込む施設を造ることにより、さらなる発展を目指すところが大きな開発の目的になっている。

○道路の拡幅はできなくても、西口へのアクセスは可能か。

●現況として6メートルの道路がありアクセスは可能。

主な意見

○入曽駅周辺整備事業全体に対し、賛同を求めていく努力は、整備前、整備後も必要になる。住民理解の促進に向けて努力されたい。

○西口の自転車駐車場は、代替地を探すという考えだと思うが、線路沿いに駐輪の機械等を置き、駅に駐輪機能を持たせることもできると思う。自転車駐車場にこだわらずに駐輪機能についても検討されたい。

○令和4年度、市長の施政方針の中で、入曽駅周辺整備事業は最重要施策になっている。令和6年度末のまちびらきに向けて、この事業は、入曽地域だけではなく、狭山市民の期待に応える大きな事業であり、丁寧な説明を行われたい。

○SDGsに沿った、誰でもが使い勝手の良い駅舎にしてほしい。

○市道B第661号線の地権者の協力がなければ、少しの間だけ12メートル道路にならなくてもやむを得ない。現道を活用するなど、融通をきかせながら、まちびらきまで行ってほしい。

○部分的に見直しをすることも必要。100%賛成はあり得ないが、不満なところはあっても、大方の人が大筋では合意できる状況をつくって進めていくべき。

2 「狭山市笹井地区における地下水環境基準超過について」

今期定例会において、建設環境委員会では狭山市笹井地区における地下水環境基準超過について、関係部課長の出席を求め、所管事務調査を実施いたしました。

笹井地区における地下水環境基準超過については、令和4年2月10日に開催した建設環境委員会協議会において報告を受けましたが、今回の所管事務調査では、地下水調査を実施した経緯や、その後の汚染井戸周辺地区調査等について執行部より説明と報告を受けました。

以下に、その概要を示します。

説明の概要

1 地下水調査の経緯について

市では、毎年市内の地下水の水質について、水質汚濁防止法第16条により埼玉県が作成した地下水質測定計画に基づき調査を実施している。調査の方法として概況調査については、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査で、概況調査の令和3年度の調査地点は、笹井地区、水野地区の2区画であった。この調査地点については、事前に県から示されて、毎年交代でローリングしていくという形をとっている。調査項目は、地下水の環境基準項目28項目となっており今回、笹井地区、水野地区の2ヶ所を実施し、笹井地区で10月21日に採取した地下水から、テトラクロロエチレンの基準値の超過が判明した。

2 継続監視調査

過去の概況調査などにより確認された汚染について継続的に監視するために実施する調査であり、市内においては、堀兼地区に2ヶ所、北入曽、沢、広瀬東の計5ヶ所の調査地点がある。今年度の調査では、堀兼地区の2ヶ所において、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定値が環境基準を超過した。

3 汚染井戸周辺地区調査について

概況調査で新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明を行うためにする調査であり、今回、笹井地区で環境基準を超過したため、現在、笹井地区内において調査を実施している。

概況調査で基準値を超過した井戸を中心に、4ヶ所から東西南北に井戸1本ずつ選定し、そこから3月1日に井戸水を採取した。

なお、この水質検査の結果については、3月中旬に判明する。

4 これまでの対応経緯

令和3年10月21日に笹井地区内の井戸の地下水を採取し、11月1日に分析会社からテトラクロロエチレンの環境基準値超過の報告があった。その後、その井戸の所有者に対し基準値を超過していることを報告し井戸の飲用等について注意喚起を行うとともに、テトラクロロエチレンを過去も含めて一切使用していないということを確認した。また、周辺に飲用井戸があった場合の健康被害を懸念し、12月6日から17日にかけて、上下水道部等に飲用井戸の情報提供を依頼し、最終的に飲用している井戸はないという報告を確認した。

このほか、11月から12月末までは、笹井地区内の事業所の有害物質の使用状況を調査するとともに、水質汚濁防止法また大気汚染防止法等の環境法令の届出令等についても、過去を含め確認等を行った結果、テトラクロロエチレンを使用する事業所はなかった。

また、令和4年1月6日に、県に地下水の環境基準超過を報告した。1月7日、狭山保健所に地下水の環境基準超過の説明と飲用井戸の所在確認を依頼し、2月4日、汚染井戸周辺調査についての説明を

行った。2月9日、環境基準を超過した井戸の所有者に対し、今後の汚染井戸の周辺の調査についての説明を行い、2月10日の建設環境委員会にて報告した。

井戸水の水質検査を行うための井戸の設置状況の調査を行い、周知チラシを2月10日号の広報と同時に配布し、2月10日から2月24日まで井戸の情報を収集した。その結果、環境課に連絡が7件あった。そのうち飲用で使っている井戸は0ヶ所で、全てが飲用外での使用という井戸であった。7件全ての井戸について環境課職員が直接戸別訪問し、井戸の確認と井戸の使用方法について注意喚起を行った。

5 今後の対応について

最後に、今後の対応については、3月1日に採取した水質検査結果を基に原因調査及び地下水汚染の範囲を特定する。来年度以降も地下水汚染状況を継続的に監視するため、環境基準値を超過した井戸についての調査を実施する。

主な質疑

○汚染井戸周辺地区調査の結果、連絡が7件ということで、利用状況が飲用井戸ゼロと飲用外井戸7ヶ所、主に散水として利用との報告であるが、この散水は農業用か、庭先に散水するものか。

●この散水用は、あくまでも家庭、庭先にまくような散水。

○継続調査は過去に地下水の環境基準超過があったため調査をされているとの説明があったが、笹井と水野の2ヶ所とのこと。どういった経緯か説明されたい。

●概況調査は、埼玉県地下水質測定計画に基づき実施している。市内の各地区を毎年ローリングして調査し、令和3年度においては笹井地区、水野地区の順番。県から指示がありその中で1ヶ所、市で選定する。選定するにあたっては、過去に調査したところ以外を選定するということが一つの要件になる。

○10月21日に笹井と堀兼も出ている。2月10日の報告は、基準値を超えているのが、笹井地区だけなのか。

●堀兼地区では毎年出ている。一度概況調査で基準値を超えると、継続監視調査を毎年実施している。毎年調査を継続する中で徐々に測定値が低下する傾向が見られ、今回の継続環境調査の中ではまだ少し基準値より超過している。毎年実施する内容で行政報告書でも報告している。今回は、新たに概況調査を実施した箇所でも基準値を超えたため報告したもの。

○テトラクロロエチレンの毒性とはどのようなものか。

●基準値の0.01mg/lのテトラクロロエチレンを、70年間継続して、1日2リットル飲用しても直ちに健康被害が生じるということはないといったデータがある。

○10月21日の検査結果の報告が、2月10日まで遅れた原因は。

●10月21日に検査し、11月1日に基準値超過が判明した。そこから井戸の所有者と、周辺井戸の調査等を行っている中で時間がかかり、報告が遅れた。

○県のマニュアルがあるように市のマニュアルをつくらうか。

●危機管理マニュアル等、対応の仕方について迅速に対応できるように整理をしたい。

○過去に飯能市で汚染水を流し、それが狭山市で検出されたという例があったかと思う。今回の場合、近隣の自治体との情報の共有はどうなっているのか。

●近隣市への情報提供は、基準値を超えた場合に対応等をお互いに確認している。実際これから近隣市に情報を提供するのは、現在行っている水質検査の結果次第になる。検査結果をもって近隣市との情報交換をしていく予定である。

主な意見

○今後の概況検査は、これまでの継続検査も含め、狭山市全域に拡大されるよう検討されたい。

○今後は汚染水等の問題が生じた場合は、速やかに議会に報告されたい。

○市への権限移譲された以上は、県のマニュアルと共に、市独自のマニュアルを作成されたい。

○市内の全井戸の把握をし、早い対応をされたい。